

支援してくださった皆様へ

残念な結果になりました。  
法廷のやり取りだけをみれば、岩川側の圧勝、  
傍聴してくださったほとんどの方がそう思ったそうです。  
おそらく、裁判員裁判のもとで法廷が開かれていれば、無罪評決です。

にもかかわらず、一審の「懲役1年、執行猶予2年」が、さらに、付け加えられ、「執行猶予5年」になりました。  
私は、今後5年間、政治にかかわる権利を奪われました。  
裁判官は、検察の訴えを全面的に認めたのです。  
このような仙台高裁秋田支部、秋田地裁の裁判官は、残念なことに、日本のスタンダードなのでしょう。

2月7日の高裁判決も、その前の地裁判決も、構成は単純でした。  
検事側のストーリーに沿ってつくられた、運転手の二階堂甚一さんの供述調書だけを採用。  
判決の中身は検察の筋書き通りでした。

この冤罪事件は、「運転と道案内」の報酬2か月分、計30万円を私から受け取った二階堂さんの「供述調書」をもとに作られました。  
私自身は、知人の助言に従い、検事の質問に答えず、供述調書を残しませんでした。  
そのため368日の拘置所暮らしを強いられました。

その間に、二階堂さんを犯人に仕立てる作業だけが進み、私の裁判が始まったころには、最高裁で有罪が確定していました。  
二階堂さんの国選弁護人は、真実をつきとめようとしなかったのです。検察側はこれを武器にして、30万円を渡した側の私を「有罪（買収）」に持ち込みました。

検察・警察が二階堂さんに、筋書き通りの供述をさせるのはたやすいことです。  
それは、過去の冤罪事件をみればわかります。  
冤罪事件の犠牲者は、立場の弱い人、気の弱い人と決まっています。  
この時期の二階堂さんは、東京の長男のつまづき、二男の発病、失職、離婚、自己破産…  
…といった苦難の真ただ中にいました。

逮捕前に100時間も取り調べを受けて、動転していたところで逮捕。  
その間に警察官や検察官は、たくさんの供述調書を作成しているのですが、逮捕されて起訴直前の、おそらく最後の調書で、検察官に誘導されるままに「2009年2月16日に金銭授受」という供述調書に署名押印をしました。  
この「2月16日」が、検察の主張する容疑事実の骨組みとなっています。  
この具体的な日付によって、「事件」が成立しました。

けれど、2月16日説はありえません。この日、私は終日、支持者と行動を共にしていました。そして、そのことを証明する日記など数々の証拠を出し、証人をたてました。  
しかし、裁判官は、弁護側証拠を全て「信用できない」として、今回の判決となりました。

ご支援をお寄せくださった皆様と勝訴を祝えないのが、悔しい限りです。

岩川 徹